

「つどい」実行委員会からの再質問に関わる池田町の回答説明会(8月29日)

<記録 第2部その2 経過以外の部分>

<日本国憲法、教育基本法、社会教育法をめぐって>

村端 これまで質問・再質問をし、回答・再回答となったが、はじめの回答では憲法の問題についてほとんどまともな回答がないという状況で、再質問せざるを得なかった。

社会教育法の問題を考える際に、憲法の規定の問題を考えておかなければならないと思います。私たちの国は議会制民主主義、代議制民主主義という形をとっています。憲法では明文規定はありませんが、政党政治であることは常識の問題です。従って、(政党政治をすすめるためには)政党だけではなくて住民自身が各政党の政策なり意見なりを知る、見識を深める、議論をするということは民主政治の基本的な問題だと私は考えている。実行委員会としてもそのようにとらえていました。この点は当然同じ認識ではないかと思いますが、あとで見解をお聞きします。

2つ目に、そうなると最も身近な施設である公民館＝公民の権利がそこで保障され、生かされ、発展させられる施設としての公民館というのは、そうした政治的要求に答え、多様な意見をたたかわせ、政治的教養・見識を高める、そのような場であるべきだと考えます。

政治的教養を高めるといのは何も教科書的に勉強するというものではなく、非常に実践的・活動的なものであるはずで、他党批判も他党に対する同意も含んだものでなければいけない。そのような活発な議論こそが、政治の活性化をもたらすのではないのでしょうか。

一般的な話になりますが、この憲法上の規定および公民館との関わりという点で町長の見解をお聞きします。

町長 当然、公民の福祉に資するというのが町の行政のあり方です。その福祉に資するという意味では、公民館は全く開かれた場であろうと思います。ただ、この規定の中では福祉に反する行為については規制されていますので、その点の解釈の違いというのが今回はあるということも感じるところであります。おっしゃるとおり、全く憲法に異論を唱えるものではありませんし、村端さんの意見には賛同できるところであります。

村端 9ページをご覧ください。5行目。おっしゃった通りのことがそこに書いてあるが、わざわざ「ただし、公共の福祉に反すると見做される行為は社会教育法等の法律により制限を受ける」とかいてある。ひょっとして私たちの活動が公共の福祉に反するののかと思うくらいの書き方で、ビックリしました。

社会教育法23条の規定というのは、憲法の規定が正しく運用されるものであって、公民

館側が勝手な運用をして害をもたらすということにならない、特定の政党の利害に関することをしてはならないという規定だととらえているわけです。

公共の福祉に反するとは、わざわざ私たちのような活動を念頭に置いたものではないと解釈してよろしいですね。

町長 はい。

米沢 池田 9 条の会です。町長の発言がありましたが、ぜひ公務員のみなさんに再度憲法、とくに権利義務のところを熟読していただきたいということをお願いしておきたい。というのは一般質問のなかで、聞いていますと全く憲法を考えていない、あるいは憲法に対する答えを拒否するような発言があるということも聞いています。公務員は憲法に基づいて物事を考え、実行していく立場だということを引きちと踏まえていただきたい。それに反するような議会での答弁を私も聞いています。一部の人たちの利益になるような発言があるということを取上げて申し上げておきたい。

私がここでお願いしたいのは、皆さんが日本国憲法の立場に立った上で、物事を考え、行動し、発言をしているかどうかです。憲法の中の 21 条は他の何にも但し書きはついていません。一切保障するということです。このように憲法は言っています。そのうえで、「検閲はこれをしてはならない」と言っている。これは断定をしているということ。絶対的なものだ。あとで資料をお渡ししますが、憲法学者の中でもそのように表現をしている人がいます。これまでのやりとりを聞いていて、あなた方の立場は憲法上の立場に立っているのではなくて帝国憲法下の流れのなかで物事を考えている。そのように思えてならない。なぜ日本国憲法ができたか、侵略戦争を反省し、日本国憲法ができたかそこまで考えていただきたい。

そのうえで、町の立場が検閲をするという憲法 21 条に反する立場での行政を進めている。社会教育法にも憲法に反する部分がある。その他にも警察予備隊をつくったときや、今の戦争法をつくったときも解釈がねじ曲げられている。どんな立場に立っているのかをきちんと考えていただきたい。

村端 23 条の解釈を巡ってお聞きします。

10 ページ (の記述) に後から (回答は事前に渡されており、その回答がこの日一部修正された) 修正されて「社会教育法 20 条から 22 条は『公民館』＝公民館の施設及び運営者・事業を指すと解釈します」と書かれています。23 条については 9 ページの終わりで公民館は運営者だと書かれています。20 条、21 条はたしかに「公民館」は施設なんです。正しくは「公民館の施設及び運営者を指す」であって、何故「事業」を入れるのか。事業を主語にしたのは何条ですか。

教育長 22条です。

村端 そこでは「事業」は目的語ですよ。「公民館」は「貸し館事業」を行うのであって、主語に入るわけではないじゃないですか。「公民館」は何を指すのかという質問をした。

ここは非常に重要で、コトバの問題と受け止められるかもしれませんが、社会教育法の解釈としてどう書いてあるか。

当初は社会教育法は運営者も利用者も縛っているという解釈だったが、そのあとの再回答では、公民館の実施する事業に貸し館事業がある。その貸し館事業に社会教育法が適用され、従ってその利用者にも社会教育法が適用されるという解釈になっていますね。事業を入れないことには私たちを縛る手がないと言っていることになるのではないですか。だから事業を入れたんじゃないんですか。

本来社会教育法の規定（で）は＝私が指摘した通り条文通り読んで下さい＝「公民館」はまさしく公民館の運営者を指すのです。20条から全部そうです。それをわざわざそのように修正された意味が全くわかりません。

教育長 公民館の定義というのはどの条文でも同じだと思うのです。何条になれば変わるというようにはならないと思います。30条で、「市町村の設置する公民館にあつては」の「公民館」を職員や運営者に置き換えてみるとその内容が成り立つのかどうか、27条に「公民館に館長を置き」というのがあるのですが、この「公民館」は何を指すのか。いずれにしてもどの条文でも「公民館」は同じように解釈しなければいけないので、定義は書いてないけれど「事業体」というのがあてはまるのかなと私は解していますので・・・説明になっているのかどうかわかりませんが・・・どの条文でも同じ「事業体」と解釈しています。

村端 あくまで公民館の主体は運営者側ということによろしいですね。

教育長 そうです。まず基本はそういうことになると思います。

村端 そうすると、教育委員会の社会教育法の解釈では、貸し館事業を行うのは公民館側ですね。行うに当たって社会教育法が適用される、と。ここまではいいですね。つまり「特定の政党の利害に関する事業」にあたらぬように公民館側が事業を行わなければならない。そこからが問題です。では、なぜ貸し館を利用する側に社会教育法が適用されるのですか。そこに大きな飛躍があるとお感じになりませんか。

解釈が違います、とおっしゃることはわかりますよ。しかし、なぜそのような解釈ができるのですか。では、池田町はいつからそのような解釈をとってきたのですか。

教育長 説明は単純で、公民館の事業というのはすべてを表しているということに尽きませんが、文科省にも聞いてみたのですが、社会教育法上の公民館というのはすべてのことにかかってくるという回答をいただきました。ですから、当然、運営方針は館長が決めますが、館長の指針に従うのは館全体の事業として関わってくるので、公民館の規定というのは利用される皆さまにも当然かかってくる、だから館の運営方針と違うことをそこでやられては館長は困ると思います。

あくまでも目的＝教養に資する＝に反しなければ、本来の政治的教養に値するものであれば当然借りていただきたいということで、23条を意識するよりも、本来の社会教育の活動、社会教育の歴史とか文化を中心に判断をしていくべきかなと思っております。

村端 文科省にも聞いたとお話になりましたので、お聞きしますが、文科省は平成27年に通達を出していますね。これをご覧になったのはいつですか。

教育長 いつという記憶はございませんが、確認をさせていただいております。

村端 昨年12月2日の前ですね。通達はそれよりずっと前ですから。

教育長 ……(明確に答えず)

村端 そうすると、そこに書かれている内容から判断すると、いまおっしゃったように政治的教養を無理に狭める必要はないですよ。実践的な教養だってある。さまざまな政党の意見を聞くことだって教養だし、その中には批判することも含まれる。批判のない政治なんてありません。それらを含めて政治的教養とおっしゃるのならそれでいいが。

文科省の通達は(公民館の制限を)極めて限定的にとらえていますね。それをお読みになっていながら、12月2日のようなことになったことに対して非常に問題があるのではないかと。つまり、今までの流れの中では全く問題はなかった、しかもすでに読まれている文科省の通達の趣旨から言えば、このようなつどいの趣旨であったとしても、見出しはともかくとして中身が意見を聞き議論するという内容だから、たとえ外部から問題(問い合わせ)があったとしても、それ(文科省通達)を根拠に突っぱねることができたはずだ。材料がそろっていたにもかかわらずできなかった。

文科省の通達をごらんになり、いろいろ検討されれば、もっと広く(公民館を)開放して特定の政党にかたよらない(やり方ができた)。意見があればみなさんどうぞといえよよかった。ことさら狭める解釈をしてしまったのは何故か。

教育長 私たちは狭めているという解釈ではないですが、こだわりはチラシの見出しだけでした。さきほど波田のチラシを紹介させていただきましたが、あくまで政治的な目的の

学習会で中の内容については私たちは全く否定することはしませんし、最初のスタートが政治の勉強をする目的で、私たちの政党はこう考えますというのは全く問題ないと思います。議論をしていくうちに今の与党はまずいよという結論になっても、それは言論の自由でありますけれど。また私たちの中でチェックするということはありません。

住民の方がチラシ等を見たときに何か今の政府を倒すための目的があまりにはっきり・明確になったときには社会教育施設としては、いまの段階ではまずいとなっていると思います。あくまでも自分たちの主義主張をスタートにして、今のことはまずいよという結論になることは全くやぶさかでないので、どんどんそういう議論を今の公民館の中でしていただければと思います。

私たちも不慣れで反省しているのですが、最初の入口の話のなかで私たちが（理解を）得られるかと思っていた文書の関係がこじれてしまい、時間があればお互いに直しながらという方向性になればと反省をしております。

これからいつも文書を交わすと言うことではなくて、内容をお聞きして目的に合っているかどうか、ここが公民館を使っていただくための基準となりますので、そのようにご理解をいただければ有り難いと思います。

米沢 教育長の発言で問題点として指摘しておきたいのは、「検閲は行政権による事前抑制で絶対に禁止される」ことなんですよ。だからいま教育長が答弁した点は、「検閲にあたる」と考えなかったのかどうか、聞かせてほしい。

教育長 チラシを見たときにどう思ったかということによろしいですか。

米沢 全体。

教育長 みなさんが会議を招集してどんな会議が開かれるかということを私たちは知る必要があると思います。それが私たちの内規であり、社会教育法に適しているのかどうかと言う判断にするときの材料です。ですから、チラシでなくてもコトバでもよかったと思いますけれども、検閲ということではなくて会議の内容を知るための資料、あるいはお聞きするととっていただきたい。

米沢 今回のように抑制される。それは絶対的に検閲なんですよ。そこをきちんと踏まえてほしい。勉強してほしい。

村端 強制的に提出させることはないということですね。

米沢 要するに憲法の条文を越えて、です。そこを十分考えてほしい。

村端 今ほどの教育長の話ですと、チラシの頭で勇ましいことを書くことはあると思います。ただ、そこで実際に行われる内容について話を聞きたいということなんですよ。だとすれば、これからはチラシの頭に飛びついて、これは反社会的な行動だとか 23 条に違反するとかという勝手な解釈ではなくて、きちんと話し合っ理解ができれば、中身がまじめな議論であり集会であるならば許可するという方向で運用するのは当然ではありませんか。そのように理解してよろしいですね。

教育長 全くその通りです。ただ、今回は牛越さんとお話をする中で、政治的な教養のための学習会であることは私たちも承知をしました。対外的に見たときに文書にしてこういうことは全く無いから会議は大丈夫ですよということを言いたかったためのものだったということです。ですから、今言われたように見出しだけで、判断をしたということではなくて牛越さんの話の中で解釈させていただいたんですが、その手段として、それでいいと言うことを私たちの手段として確約をしたかった。そこに政治的な話題をしないということがありますが、これは言った言わないだけで、話し合いがあれば当然削除したりすることもできますし、私たちがいけなかったのは、他のところでみなさんと意見が相違するところがあったかどうか、この辺も知りたかったところです。

村端 庁議の中でも社会教育法の解釈を巡って真剣に議論し、いろいろ調べて判断したと言うことはないですよ。だからこのようになってくるんです。つまり、12月5日の教育長の発言や議会答弁で、「申請団体が偏った意見を持っている」、そうおっしゃいました。利用者も政治的中立を守るべきだという発言もなさいました。

この回答をみますと、「政治的中立というのは特定の政党のみに利害をもたらさない」となっています。これが公民館側の、運営者側の立場であれば全くその通りです。運営者側が政治的中立にたち、反社会的な行動でないかぎり憲法に基づいて言論の自由を保障する、これが正しい立場ですね。ところがお話の内容は、そうではない。利用者側も政治的中立を守らなければならないという認識を示されたことがある。おそらく現在はそうではないと思うのですが、これは非常に大事なことなので、政治的中立とはどういうことか、誰がも守らなければならないのかをお聞きしたい。

教育長 公民館の職員自体守らなければいけないし、集会をされる側の皆さんですよ。ただ参加される皆さんはどんな意見を持たれてもそれは問題がないと思います。スタートの時にどんな目的であるかということが大事であって、そのテーマについて賛成反対は自由なので、目的があくまで勉強のための集会、それがどこかの団体を倒せとか、〇〇打倒とかの目的でされるのは私の中ではクエスチョンと感じております。

村端 前半は良いように見えて全然違っていますね。そのコトバを判断されるのはどなた

ですか。その言葉使いが「打倒する」とか「倒せ」とかという言葉使いがきついと。それが公民館の使用目的に反するとおっしゃるんですか。言論の中には、倒せと言うことは言わなくても「自民党政治を終わらせるための学習をします」だったらよろしいんですね。

教育長 むずかしいところですが、これからは私たちは広く判断すると言っているのです、これから具体的にどんなものがでてくるかわかりませんが、気持ち的には公民館を皆さんに使っていただくために、解釈を広くして学習会的な要素を感じられるものについては広く許可をしていきたいと思います。

村端 政治集会はだめなんですね。

教育長 政治集会は大丈夫、いいと思います。気持ち的には広げたいので、具体的に一つ一つそういう例があれば、良い悪いを判断していきたいと思います。

村端 政治的中立を利用者にまで求めるものではないと明確にされればいいんです。私たちはあくまで憲法上公共の福祉に反することをしてはならないんです。あとは言論の自由は完全に保障されているのですから、その点では（公民館の利用基準は）全く明解なのではないでしょうか。

教育長 私はまだうまく納得できないんですが、貸し館としての仕事がありますよね。そのときに、（公民館を利用する側の）主催している人の考え方が公民館の方針と同じでありたいなと思っていますので、そこのところはまだ私としては完全に利用者だけというところがはっきりと言えないところです。

村端 今後の問題として議論したいと思います。

高崎 会の人間じゃない（注：「つどい」集会の一参加者という意味）んですが、池田町に移住してよかったなと思いつつ、大麻事件よりこの事件が一番最悪、恥ずかしいと思います。1つお伺いしたいのは、判断をされるときに最高裁の判決とか出ていると思うのですが、参考にされているのですか。

教育長 最高裁等の事例があったので、それは参考にさせていただいております。

高崎 私も地方自治体の研修に関わっていたことがあるんですが、言論の自由や集会の自由に関しては形式的な対応を取らない限り中に入り込む、私情に入り込むというのは非常に一般的な考え方なんですね。それが新人研修の最初に取り組む地方自治法、どうやって

憲法を実現させるかという例として習うことなのですが……。それから、文書の中で何々について絶対にしないということが入っていること自体が役所の文書としてあり得ない。何がまずかったのかを箇条書きにして教えていただきたい。

曽根原 社会教育法の問題で町の回答の中に、「関心を高めるために町公民館では特定の政党・政派に所属している議員であっても社会教育法に反しない限り……認めています」と書かれていますが、特定の政党政派に所属していて偏らない、中立性を保つことができるのでしょうか。どこかの（政党の）議員であれば、その政党の立場でものを言う。中立的な発言というのはいけません。チラシの問題があると話されたので、題名だけ書いてその他は書かないならば OK で、～～に勝利しましょうと書いてあったら中身はどうであれアウトというということなら、先ほど話しがあったように事前抑制、検閲ということになるのではないですか。

教育長 中身で私たちは判断したいと思います。チラシの内容の確認がとれなかったということでもあります。ですから、今後の反省として文書によらずとも、内容について職員が確認しましたということでも結果的によかったと思います。

チラシの内容ではなく集会の目的で判断をするのはこれからも同じであります。

村端 回答の中で、当時の解釈としては間違いではなかったと書いてありますが、今までの議論からすると、当時の解釈としても、私たちから言えば誤っていたとは思いますが、不十分な点があったと……解釈においても、いきなりこのような話が出てきたわけですから、庁議でそんなにしっかり議論したわけでもない、教育委員会内部でもこのような統一見解を出しますと言うことでやったわけでもない、そのような不十分な点があったということはお認めになってもいいんじゃないでしょうか。

教育長 結論からいって取消ということはできませんけれど、過程においては非常に不十分な点があったということは私も認めます。

村端 社会教育法 23 条の解釈についてもそうですね。

教育長 それについてもこれから深く勉強する必要があると思います。ですから今回の内規についてもこれからは少し今までのものと違う、広く解釈できるようなものにしていきたいと思っています。

村端 もっとはっきりいってください。不十分さがあったとお認めになりますね。

教育長 何に対して？

村端 社会教育法 23 条の解釈、憲法の規定の問題です。それについて過去にみなさんでしっかり勉強したり議論したりと、そんなにされたわけでもないだろうと思いますし、いきなりこんな問題が起こってきたわけですから、運用するにあたって戸惑いなり不十分さがあったとお認めになりますね、と聞いている。

教育長 確かに深く勉強するという点では不足をしていたなと思います。

牛越 2 話を聞いていて一番問題なのは、社会教育法 23 条の解釈の 6 行。社会教育法第 23 条は公民館の運営方針を規定しています。「公民館が事業を行うにあたってその申請内容が適用を受けるということになっています。今回、町の公民館は当時の認識の中で会館の利用者にも 23 条が適用されるという解釈をいたしました」・・・この解釈は正しいのですか。正しくないのですか、これが重要だと思います。

教育長 私たちの解釈では 22 条の貸し館事業の条文がありますので、ここで 23 条との関わりがあるので、私たちとしては皆様方にも該当するという解釈をしています。

村端 そのように解釈される文科省なりの根拠はあるのでしょうか。

教育長 文科省の社会教育課というところに電話で確認しました。その文科省の職員の解釈は社会教育法の中での公民館は、職員と利用される方にもかかりますよと、私 2 回確認させていただいたんですが、そういう回答でありました。

村端 文科省の職員の中でも解釈の違いがあるようですね。聞く人によって違うことを言っている人もいます。だから私たちは文書できちんと示されたものを根拠に考えるべきだと思っております。従って、一番最新の文科省の通達に照らしてもう一度双方で詰める必要があると考えておりますので、課題を明らかにして次に行きたい。

<今後の公民館・交流センターの運営をめぐる>

大澤公民館長 公民館の新しい運営指針（案）の説明

「近年、各種公職選挙における投票率の低下に・・・」（「政治に関する学習会等の利用について（案）」）を読み上げて説明。

「学習会等の参加者募集チラシ等を作成する場合、必ず使用許可申請と同時にご提出下

さい・・・」の部分について、次の説明があった。

「これは検閲行為ではありません、集会の内容について公民館の政治的中立を疑われるような紛らわしい表現を避けるとともに、外部の問い合わせに対し、今回出来なかった毅然と説明するために協力をいただくものであります。あくまでも集会の開催を前提に確認をさせていただくものですので、ご理解をお願いしたいと思います」

大澤公民館長 以上、今回検討中の内規の改正案をご説明申し上げましたが、逆に今回の件が地域の公民館のあるべき姿を見直すきっかけになったのも事実です。2年後には交流センターが建設されることから、この公民館問題を機にみなさんが使いやすく開かれた公民館となるよう今回の教訓も生かしながら内規を見直してまいりたいと思います。今回の一連の議論が建設的な方向に向かえばいいなという気持ちは今日おいでの実行委員会のみなさまも同じと信じております。前向きなご議論を期待して説明とします。

村端 この再回答の鏡文で述べられていること、冒頭教育長が述べられたこと等を踏まえて、今後の方向としてはこれまでの問題点を整理し教訓を踏まえ、前向きに運営を進めていくということが感じられることは評価できる。しかし、そこにはいくつか問題があると考えています。

1つは、これまでの議論のなかで積み残っている問題を詰めていく作業がどうしても必要です。

2つは、今ほど提案された運営規則の案について、ただ一見しただけでもいくつか問題を感じます。たとえば、社会教育法が前面にでてくるわけですが、「できるだけ制限を設けない形で、住民に広く政治に関する学習会等で利用していただく」ためには、憲法成り教育基本法なりの精神に則りということが大前提なんですね。そこがこの文書では出てこない。広島市や岩出市のものをみると憲法は出てこないにしても教育基本法の精神をいかすためという表現がありますから、それはどうしても必要だろうと思います。

2つ目に、検閲はしないといってもそれは主観的な意図です。しないといいながらしてるんです、過去に。たとえば「公民館使用にあたり、学習会のチラシを作成する場合には、必要に応じて提出していただくことがある」とか、そうすべきです。必ずというのは強制ですよ。さきほどから、(検閲を)しないしないと言いながらこのように書いている。これはまずいでしょう。

それから公民館の政治的中立の問題でも括弧書きはこれは不要ですね。公民館が政治的中立を守ることは当たり前のことであり、利用者に強制しないでください。・・・というように、この案についても一方的な思いで作られるのではなく、町民の意見もきちんと聞く機会をもうけ、議論を交わしていくことは手続き上も必要です。公民館側でつくったとしても気がつかないことや思い及ばないことが出てきますから、そのように配慮して作っていくよう努力をしていただきたい。

公民館長 公民館も一歩踏み出して今回の問題を教訓として内規を定めるために皆様方にお示ししたところがございます。これについては外に出していただかないようお願いいたします。今日いただいたご意見も持ち帰って検討するようにしたい。明日から施行するというようなことは全く考えていません。ただ、皆様方にもご意見をいただきながら、使いやすいような内規を定めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

米沢 役場の皆さん方の考えている点で、私は疑問をぬぐえない点があります。いま述べられたことで心配されることがあるので、十分に検討していただきたい。たとえば、議員個人に対するものはダメだということについてもどうしてなのかなという疑問がぬぐえません。

公民館長 公民館は基本的に団体の方にご利用いただくことが前提です。選挙の期間中の個人演説はいいんですが、個人で当選の呼びかけ等が行われますと公職選挙法に抵触する懸念がございます。したがって後援会として申請して使っていただくと言うことでご理解いただきたい。個人のみなさんがダメということではなくて申請の仕方をこちらでご案内させていただくというような形にさせていただきたいと思います。

村端 見直しについては町民参加で行うということによろしいですか。

教育長 ここだけでも非常にいい意見をいただきました。この起案について、いい機会がありますので、みなさんと議論しながら、公民館の使用が増える起爆剤になるような規約をみなさんといっしょに考える機会をつくっていきたいと思います。

村端 時間が迫っていますので、その他、全般的なことを含めて発言を。

服部町議 公民館の規定案について 2 つ疑問があります。まず「特定の政党にかたよらない貸し出し」というのはどのようにされることか。共産党が 5 回借りたら自民党も 5 回などと判断されるのか。もう一つ、チラシの内容を見せて下さいというのは本当に検閲に値すると思うんですね。チラシを作っていてこれでよろしいでしょうか、というのは検閲に他ならない。おかしいんじゃないかと思いますが。

公民館長 特定の政党に偏った貸し出しというのは何々党には貸すが別の党には貸さないということで、特惠的な貸し出し、たとえば休日にねじ込まれて貸し出すとかということはないということです。どの党にもどうぞというのが偏らない貸し出しということです。それと検閲ということを言われましたが、住民のみなさんの受け取り方が様々だというこ

とが実感です。町民の中ではいろんな考えがあるので、それに対して強烈な表現を出されたときに、たとえば政治的中立に反するんじゃないかという意見が出されたときに、そのようなことを避けて皆様方に気持ちよく使っていただくためにはある程度確認させていただきたい。これはわりと近隣の公民館でもやっていることです。トラブルがないために、お互い嫌な気持ちにならないために、チラシを見させていただいて強烈な表現は・・・というご案内させていただければと思います。これも今回の教訓を踏まえて、検閲と取られるのは心外ですけども、開催していただくための 1 つの方策という形でご理解いただければと思います。

副町長 服部議員はどのような立場でご参加されているのでしょうか。

事務局長 実行委員会だよ。

副町長 実行委員会ならいいんです。

村端 実行委員というのはここに並んでいるみなさん、事務局のみなさんです。私たちはつどいに参加していただいた方々はつどいのメンバーとして理解しておりますから、実行委員であるかどうかはここでは問題になりません。

曽根原 確認書の中に「選挙に関する話題・議論は一切しない」ということが書かれていますが、庁議の中で確認書をどう評価しているのか。これについて（庁議に参加している）誰も疑問を挟まなかった、「一切しない」ことを認めて民主的な議論になるのか、すごく疑問に思いました。

松澤 教育長がご説明の最後に、そうはいつでも使用許可取消は間違っていないよ、ということで、総論賛成、各論反対と聞こえる。各論賛成だが総論反対と私たちには見えるんですが、三役の皆さんが重大な決意をして責任を取られるということは庁議のなかの決定にそれぞれの責任が明確だからですよ。なぜそうなったかといえば、庁議のなかでの議論が「もうこれは断らなければしょうがないんだな」という方向で動いたから、他の施設も貸し出しを拒んだわけですよ。限りなくグレーに近いところで、庁議の調整がなされたからこうなったんですよ。教育長は自信をもって教育委員会に持ち帰って私どもで決めましたというのであれば、三役の皆さんが減俸 3 割か 5 割か知りませんが、みなさんが 3 割であれば教育長は罪一等を増して責任を明らかにしていただかなければいけない。私はメンバーの中で話し合っているときにはこう言っているんです。この問題は波風のない町の中に外部からヘンや横やりが入ってあわててブレーキとアクセルを踏み間違えただけの話だ。従って町（理事者）のみなさんには悪意はないが、その後の説明がいかにもこじつけ

でわざとらしいと。どんどん傷口を広げてこうなっているわけですが、その原因は庁議が形式に流れて本当の意味での調整が出来ていないということ。

教育長の基本的態度は、悪いところは悪い、経過に問題があったとおっしゃりながらも、いや取消は間違っていなかったというのでは、町全体としてそこをきちんとやってもらわないと説明会を何回やっても話にならない。あのときは大変申し訳なかったとなれば歩み寄りもできるのでしょうか、あのときは間違っていないでしたと胸を張っておっしゃると、町の調整機能も含めて町民としては大変疑問を感ずる。

村端 先ほどの検閲の問題ですが、信頼関係がなければ検閲になりますよ。今回のようなぎくしゃくした対応をいつまでも続けていけば、公民館を利用するときにもまた(チラシを)出せと言われるとこれは検閲だとなってしまいますよ。そうではなく、基本的な立場としてどうであれ問題がなければ利用できるのだというそういう公民館の運営がなされていけば、場合によってはチラシを出すことはかまわない。広島で聞いたときに、「こういう運営規則をつくって何か問題がありましたか、市民から何か問題が出ましたか」ときいたら全く無く、むしろ市民からも「もっと広く利用できるようにしてくれ」と言われてこうしましたと答えております。チラシなどどうしているのですか、と聞くと必要に応じて見させていただくことがありますよ、とっていました。それは信頼関係があるからなんです。信頼関係がない状態をつくっておいて、ここにあるように必ず出して下さいとなれば、出せるものか、何故出すのかとなってしまう。基本的な立場、基本的なスタンスを明解にして自由にみなさん使っていただいているんです、ということになればいい。もっと明快に分かりやすくしてほしいと思います。

事務局長(総括発言) 長時間の回答説明会となりました。この取消通知書というのは、根拠法令が記載されておらず、まことに簡単な取消理由でしかありません。町長に最後にお伺いしたいんですが、この館長名だけで出されているこの通知書をまず撤回していただいて、白紙の状態から先ほどから話のある公民館・地域交流センターの運営の検討に何の憂いもなく取り組んだらどうかと思います。町長の英断をよろしくお願いします。

実行委員会としては、今日の回答を検討します。回答の中でもまだまだ食い違うところが多々あります。さらに考えをまとめたと思います。今日で決着とならなかった点は大変残念なんですけれども、またあらためて対応をお願いしたいということで終了をさせていただきます。

町長(総括発言) 最後になりますが、本日はまことにありがとうございました。いずれにしても話し合って理解し合うということが大事だろうと思います。今日は大変貴重なご意見をいただきましたので、今後の運営には十分参考にしてとりくんでまいりたいと思います。なかなか行き違いについてはお互いの状況がありますのでしっかりと〇〇ということこ

ろまでなかなか見いだせないというのも事実だろうと思います。その辺はお互いに理解し合っていかなければいけないかなと思います。今後はどうあるべきかというところが問題じゃないかと思いますので、皆様方のご理解をいただきながら新しい公民館の運営にあたってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

丸山生涯学習課長（司会） 本日ある程度項目を絞った中でお互いに意見交換を行ったわけですが、どうしても埋まらない溝、考え方や解釈があったかと思います。しかし、この意見交換を行ったことで、お互いに理解し歩み寄れる部分も少しはあったのではないかなと思うところがあります。過去のことはもとに戻せない部分もありますが、公民館の運営等において町民益になるようにしていけばよいという考えは実行委員会のみならず私どもの方も、同じ考え方だと思います。

本日の意見交換が新しく出来る地域交流センターに生かされることを期待し、検討していくということで本日の回答説明会を終了したいと思います。皆様方には、本日お忙しい中お集まりいただきまして、大変お疲れ様でした。以上で公民館問題の回答説明会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（おわり）